

甲賀市ロードサポーター制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市民に身近な公共空間である道路施設等の管理について、甲賀市ロードサポーター制度（以下「制度」という。）を実施することにより、市民ボランティア（以下「サポーター」という。）と行政とのパートナーシップによる安全、安心、快適な道路環境づくりを推進するとともに、市民に広く道路愛護意識の向上を図ることを目的とする。

(制度の活動内容)

第2条 前条に掲げる制度の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路プチメンテ
道路施設等の陥没等の補修、側溝の通水詰まりの清掃及び凍結防止材の散布等の軽微な作業(概ね年4回以上)
- (2) 道路修景整備
道路敷地内の樹木の剪定、除草及び清掃作業
- (3) 道路情報提供
道路施設等の損傷、不備若しくは危険箇所又は災害を知覚した場合における市長への情報提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長と協議により定めるもの

(サポーターの資格)

第3条 サポーターの資格は、地域住民、自治会又は企業等のうち5名以上で構成され、道路プチメンテ及び道路情報提供が意欲的に活動できる団体とする。ただし、公序良俗を害するおそれがあると認められる団体及び市長が不相当と認める個人又は団体を除く。

(制度の実施方法)

第4条 制度は、次の各号のいずれかの方法により、実施するものとする。

- (1) サポーターが定めた活動区域及び活動内容によるもので市長が認めるもの
- (2) あらかじめ市長が定めた活動区域及び活動内容で応募によるもの

(市長の役割)

第5条 市長は、サポーターに対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 活動に必要と認められる資器材の支給又は貸与
- (2) 傷害保険の加入
- (3) 活動に必要なアドバイス等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(登録手続き)

第6条 制度に登録しようとする団体は、ロードサポーター登録申請(応募)書(様式第1号)

及びロードサポーター登録名簿(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、活動区域及び活動内容が適当と認める場合は、サポーターの代表者とロードサポーター制度確認書(様式第3号。以下「確認書」という。)を締結しなければならない。

(確認書の継続期間及び変更等)

第7条 第6条第2項に規定する確認書を締結した年度の3月31日までに、サポーターの代表者から確認書の変更又は解除の申し出が無い場合は、以後一年間継続するものとする。

- 2 サポーターの代表者は、代表者の氏名、名称、住所又は活動内容に変更又は、解除が生じた場合、ロードサポーター変更・解除届書(様式第4号)を提出しなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する届書の提出があった場合は、審査のうえロードサポーター変更・解除通知書(様式第5号)によりサポーターの代表者へ通知する。

(道路情報の報告)

第8条 第2条第2号に規定する情報の提供は、ロードサポーター道路情報報告書(様式第6号)により行うものとする。

(資機材の支給又は貸与)

第9条 資器材の支給又は貸与を受けようとするサポーターの代表者は、ロードサポーター活動に係る資器材支給及び借用書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による借用書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めた場合は、速やかに資器材の支給又は貸与を行うものとする。

(事故報告)

第10条 サポーターの代表者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに市長へ報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けた場合は、甲賀市民活動総合補償制度要綱に基づき、事故手続きを行うものとする。

(活動報告)

第11条 サポーターの代表者は、毎年度3月31日までにロードサポーター活動報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(注意事項)

第12条 サポーターは、道路において目的外の広告物の設置、公序良俗に反する行為、道路構造物の構造の保全を害する行為又は管理上支障を及ぼすおそれがある行為を行ってはならない。

- 2 市長から支給を受けた材料等については、適切な利用、保管及び処分に努めなければならない。

- 3 市長は、サポーターが第1項の規定に違反したとき、又はサポーターとしてふさわしく

ないと認めるときは、確認書を解除することができる。

(紛争の解決、損害賠償請求への対応)

第13条 活動に際し、第三者との間に紛争が生じ、又は損害賠償の請求があったときは、サポーターがその解決にあたるものとし、市長は協力し必要な支援を行うものとする。ただし、サポーターの過失又は故意による場合はこの限りでは無い。

(表彰等)

第14条 市長は、活動が特に優れていると認められるサポーターを表彰することができる。
2 市長は、活動状況及び実績を広く市民向けに広報するよう努めるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。